

「2014年 LEC全日本社労士公開模試 第1回」から
第46回社労士試験【択一式】健保法 問3-Aの出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14701 p.28]

＜第2回 択一式 健保法 問5-C＞

C 任意継続被保険者が行う保険料の前納は、4月から9月まで若しくは10月から翌年3月までの6か月間又は4月から翌年3月までの12か月間を単位として行うものとする。ただし、当該6月又は12月の間において、任意継続被保険者の資格を取得した者又はその資格を喪失することが明らかである者については、当該6か月間又は12か月間のうち、その資格を取得した日の属する月の翌月以降の期間又はその資格を喪失する日の属する月の前月までの期間の保険料について前納を行うことができる。

(解答 ○ 健保令 48条)

本試験出題はこうでした！

第46回 社労士試験 問題
【択一式】 健康保険法 【問3-A】

A 任意継続被保険者が保険料を前納する場合は、10月から翌年3月までの6か月間又は4月から翌年3月までの12か月間を単位として行うものとなっているが、当該6か月又は12か月の間において、任意継続被保険者の資格を喪失することが明らかである者については、当該6か月間又は12か月間のうち、その資格を喪失する日の属する月の前月までの期間の保険料について前納を行うことができる。

(解答 ○) ※解答肢

的中!